

2026 年 7 月 17 日

各 位

会 社 名 ペイクラウドホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 岩井 陽介
(コード番号 : 4015 東証グロース
問 合 せ 先 執行役員 宮腰 俊男
(TEL 03-5414-3666)

(開示事項の経過) 当社連結子会社の本社移転に伴う

受取補償金（概算額）の合意に関するお知らせ

当社は、2026 年 4 月 14 日付「当社連結子会社の本店移転に関するお知らせ」および 2026 年 5 月 27 日付「(開示事項の経過) 当社連結子会社の本店移転に関するお知らせ」にて、当社の連結子会社である株式会社クラウドポイント（以下「クラウドポイント社」という）の本社移転について公表しておりましたが、本日開催のクラウドポイント社の取締役会において、渋谷二丁目西地区市街地再開発組合（以下「組合」という）との間で、移転に伴う補償金に関して「補償に関する合意書」を締結することを決議いたしました。それに伴い、受取補償金の概算額について合意に達しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 合意書締結の経緯および理由

クラウドポイント社の現本社所在地（東京都渋谷区渋谷二丁目）において施行されている「渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」に伴い、クラウドポイント社はこれに応じる形で 2026 年 12 月に本社を移転（東京都港区赤坂）することを決定しております。

これに関連し、今般、補償金の概算額について合意に達し、「補償に関する合意書」を締結することといたしました。

2. 合意（補償金）の概要

(1) 相手方の名称：渋谷二丁目西地区市街地再開発組合

(2) 受取補償金（概算額）：346,781,000 円（予定）

※ 上記補償金は、都市再開発法第 97 条の規定に基づく補償の概算額であります。今後、組合が別に定める評価基準等の変更がない限り、権利変換期日到来後に締結される「97 条補償に関する契約書」において本金額が最終的な補償額となる予定です。そして、組合からクラウドポイント社に対して、権利変換期日後、同法第 96 条に基づく明け渡し期限までに補償金が支払われる予定（2026 年 12 月予定）です。

3. 本社移転のスケジュール（経過）

(1) 移転先：東京都港区赤坂 2-17-7 赤坂溜池タワー13 階（2026 年 5 月 27 日公表の通り）

(2) 移転時期：2026 年 12 月予定（同上）

4. 今後の見通しおよび業績に与える影響

本件に伴う受取補償金（346,781,000 円）につきましては、2027 年 8 月期第二四半期において特別利益として計上する予定です。したがって、2026 年 8 月期の連結業績に与える影響はございません。

以 上